資料5

厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare

死因究明等に関する施策の推進状況について

令和７年７月

厚生労働省 医政局医事課
死因究明等企画調査室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

死因究明等推進基本法の概要①

目的【第１条】

死因究明等（死因究明及び身元確認）に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって安全で安心して暮らせる社会及び生命が尊重され個人の尊厳が保持される社会の実現に寄与。

基本理念【第３条】

① 死因究明等の推進は、⑴生命の尊重・個人の尊厳の保持につながること、⑵人の死亡に起因する紛争を未然に防止し得ること、⑶国民生活の安定及び公共の秩序の維持に資すること、⑷医学、歯学等に関する専門的科学的知見に基づいて、診療上の情報も活用しつつ、 客観的かつ中立公正に行われなければならないこととの基本的認識の下に、死因究明等が地域にかかわらず等しく適切に行われるよう、死因究明等の到達すべき水準を目指し、死因究明等に関する施策について達成すべき目標を定めて、行われるものとする。

② 死因究明の推進は、⑴死因究明により得られた知見が公衆衛生の向上及び増進に資する情報として広く活用されるとともに、⑵災害、事故、犯罪、虐待等が発生した場合における死因究明がその被害の拡大及び再発の防止等の実施に寄与することとなるよう、行われるものとする。

国等の責務【第４条～第６条】

① 国 ： 死因究明等に関する施策を総合的に策定し、実施する。

② 地方公共団体 ： 国との適切な役割分担を踏まえて、地域の状況に応じた施策を策定し、実施する。

③ 大学 ： 死因究明等に関する人材の育成及び研究を自主的かつ積極的に行うよう努める。

連携協力【第７条】

国、地方公共団体、大学、医療機関、関係団体、医師、歯科医師その他の死因究明等に関係する者は、死因究明等に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

○ 法制上の措置等【第８条】　○ 年次報告【第９条】

死因究明等推進基本法の概要②

基本的施策【第10条～第18条】

① 死因究明等に係る医師、歯科医師等の人材の育成、資質の向上、適切な処遇の確保等
② 死因究明等に関する教育及び研究の拠点の整備
③ 死因究明等を行う専門的な機関の全国的な整備
④ 警察等における死因究明等の実施体制の充実
⑤ 死体の検案及び解剖等の実施体制の充実
⑥ 死因究明のための死体の科学調査の活用
⑦ 身元確認のための死体の科学調査の充実及び身元確認に係るデータベースの整備
⑧ 死因究明により得られた情報の活用及び 遺族等に対する説明の促進
⑨ 情報の適切な管理

死因究明等推進計画【第19条】

到達すべき水準・個別的施策等を定め、閣議決定→実施状況の検証・評価・監視→３年に１度見直し（ローリング）

死因究明等推進本部【第20条～第29条】　厚生労働省に設置

・死因究明等推進計画の案の作成
・施策について必要な関係行政機関相互の調整
・施策に関する重要事項の調査審議、施策の実施の推進、実施状況の検証・評価・監視

【組織】本部長：厚生労働大臣、本部員（10名）：本部長以外の国務大臣・有識者、専門委員・幹事・事務局を置く

死因究明等推進地方協議会【第30条】

地方公共団体は、その地域の状況に応じて、死因究明等を行う専門的な機関の整備その他の死因究明等に関する施策の検討を行うとともに、当該施策の実施を推進し、その実施の状況を検証し、及び評価するための死因究明等推進地方協議会を設けるよう努めるものとする。

医療の提供に関連して死亡した者の死因究明に係る制度【第31条】

医療の提供に関連して死亡した者の死因究明に係る制度については、別に法律で定めるところによる。

死因究明等推進計画のポイント

＜背景＞

○　令和２年４月「死因究明等推進基本法」施行　→　令和３年６月「死因究明等推進計画」策定

※　政府は、死因究明等に関する施策の進捗状況等を踏まえ、３年に１回、死因究明等推進計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。（法第19条第７項）

○　令和５年度　死因究明等推進計画検証等推進会議（５回開催）

＜現状と課題＞

○　年間死亡数の増加

※　年間死亡数：138万人（R元）→157万人（R4）

○　死因究明等に係る人材の乏しさ

※　法医学教室の定年退職者増加、常勤医１人以下が10県(R4)、働き方改革の中での人員確保　等

○　死因究明等に係る更なる地域の体制整備の必要性等

※　地方協議会の議論の活性化と深化、連携の人的基盤や死因究明等に係る質の均てん化 等

ポイント

○　死因究明等に係る人材の育成、確保方策

- 検案医の増加、資質向上等を目的とした死体検案研修会
- 法医解剖実施施設等で臨床研修の選択研修が可能であることの周知

○　死因究明等に係る専門的な機関の全国的な整備方策

- 地方公共団体の体制整備推進支援（死因究明センターの設置、地域枠の活用等の助言）
- 地方協議会の運営マニュアルの充実
- 地方協議会の積極的開催、解剖等対応可能施設の把握、協議会による研修等への支援　　等

○　その他

- 地域の死因究明等・薬毒物検査の持続可能な体制の検討、整備の促進
- 予防のためのこどもの死亡検証（CDR）について、課題検討、好事例の横展開、普及啓発等の推進
- 検案医が死者の医療情報を迅速、確実に把握できるような仕組みの可能性の検討　　等

厚生労働省HP：死因究明等推進計画の変更について｜厚生労働省

死因究明等推進計画の経緯

令和２年４月１日　死因究明等推進基本法施行

※厚生労働省に厚生労働大臣を本部長とする死因究明等推進本部を置き、死因究明等推進計画案の作成、施策の推進等の事務をつかさどる。

令和３年６月１日　死因究明等推進計画　閣議決定

※計画策定後、３年に１回を目途に、計画に検討を加え、必要に応じて見直す。

令和５年５月８日
～令和５年５月11日
（持ち回り開催）　令和５年度第１回死因究明等推進本部
（死因究明等推進計画検証等推進会議の設置）

令和５年５月19日
～令和６年２月２日　死因究明等推進計画検証等推進会議
（計５回開催）

国民からの意見聴取

令和６年６月24日
～令和６年７月２日
（持ち回り開催）　令和６年度第１回死因究明等推進本部開催

死因究明等推進計画の変更案について

令和６年７月５日　死因究明等推進計画の変更について　閣議決定

死因究明等推進計画に基づく取組を推進

死体検案講習会事業

令和7年度予算額（令和6年度予算額）
19,526千円（19,526千円）

１．目　　的

臨床医等の検案能力の向上

２．講習内容（上級）

座学中心
・死体検案に関係する法令
・死体検案書の書き方
・検案の実施方法　　など

実習
監察医務機関や各大学法医学教室などにて現場実習

【死因究明等推進計画】

厚生労働省において、日本医師会に委託して、検案に従事する機会の多い臨床医等を対象に、大規模災害時への対応等を含む検案能力の向上を図ることを目的とした死体検案研修会を実施しているところ、引き続き、日本医師会、関係学会等と連携して研修内容及び方法の充実を図るとともに、医療関係団体等を通じて広く医師に対して参加を働きかけ、警察等の検視又は調査への立会いをする医師や、検案する医師を含め、当該研修を修了した者の数を増加させる。

○令和２年度以降
・新型コロナウイルス感染症対策のため、オンデマンド形式の講義を導入
○令和２年度～４年度
・毎年度、受講者の募集人員を増加

修了者数実績

令和元年度	基礎１７６名	上級８７名
令和２年度	基礎４８４名	上級０名
令和３年度	基礎５４３名	上級１８３名
令和４年度	基礎５０５名	上級８４名
令和５年度	基礎４８４名	上級７３名
令和６年度	基礎６３０名	上級６１名

死亡時画像診断読影技術等向上研修

令和7年度予算額（令和6年度予算額）
11,235千円（11,235千円）

【死亡時画像読影技術等向上研修】

○　ＣＴ等を使用した死亡時画像の撮影、読影には特殊な技術や知識が必要となることから、放射線科医等の医師の読影技術や診療放射線技師の撮影技術等の向上を目的として研修を実施し、異状死等の死因究明の推進を図る。

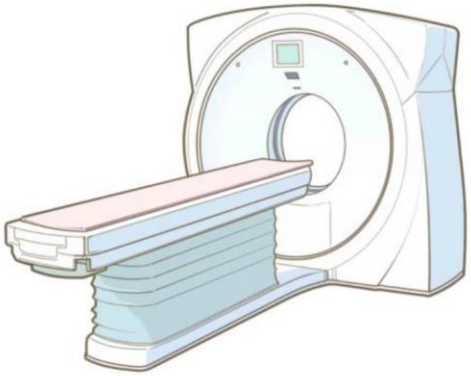

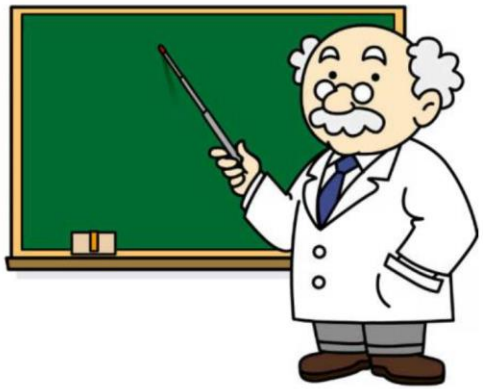

【死因究明等推進計画】
　厚生労働省において、日本医師会に委託して、死亡時画像診断を行う医師の読影技術や診療放射線技師の撮影技術の向上を図ることを目的とした死亡時画像診断に関する研修会を実施しているところ、引き続き、日本医師会、関係学会等と連携して研修内容及び方法の充実を図るとともに、当該研修を修了した医師及び診療放射線技師の数を増加させる。

修了者実績

令和元年度	医師118名	診療放射線技師71名
令和２年度	医師148名	診療放射線技師139名
令和３年度	医師263名	診療放射線技師263名
令和４年度	医師756名	診療放射線技師598名
令和５年度	医師710名	診療放射線技師536名
令和６年度	医師584名	診療放射線技師622名

○令和２年度以降
　新型コロナウイルス感染症対策のため、オンデマンド方式の講義を導入

○令和３年度～令和４年度
　毎年度、受講者の募集人員を増加

【死亡時画像診断の有用性等の検証事業】

○　異状死死因究明支援事業で実施する死亡時画像診断の情報を収集・分析し、死亡時画像診断の有用性等を検証する。また、検証結果を踏まえ、研修マニュアルの改善に活用する。

死因究明拠点整備モデル事業

令和7年度予算額（令和6年度予算額）
77,554千円（77,554千円）

1 事業の目的

死因究明等の実施に係る体制の充実強化は喫緊の課題となっており、死因究明等推進計画（令和６年７月５日閣議決定）において、各地域において必要な死因究明等が円滑に実施され、その結果が公衆衛生の向上・増進等に活用される体制が構築されるとともに、その体制が継続的に維持されるよう必要な協力を行うこととされている。そのため、各地域において、公衆衛生の向上を目的とした解剖・検査等が適切に実施されるよう、死因究明等の体制整備の先導的なモデルとして、検案・解剖拠点モデル、薬毒物検査拠点モデルを形成することを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

地方公共団体や大学法医学教室等への委託により、各地域の状況に応じた死因究明体制として、**A検案・解剖拠点モデル**、**B検査拠点モデル**を整備する。拠点整備の成果は、今後自治体向けのマニュアル等に反映し、横展開を図る。

A検案・解剖拠点モデル

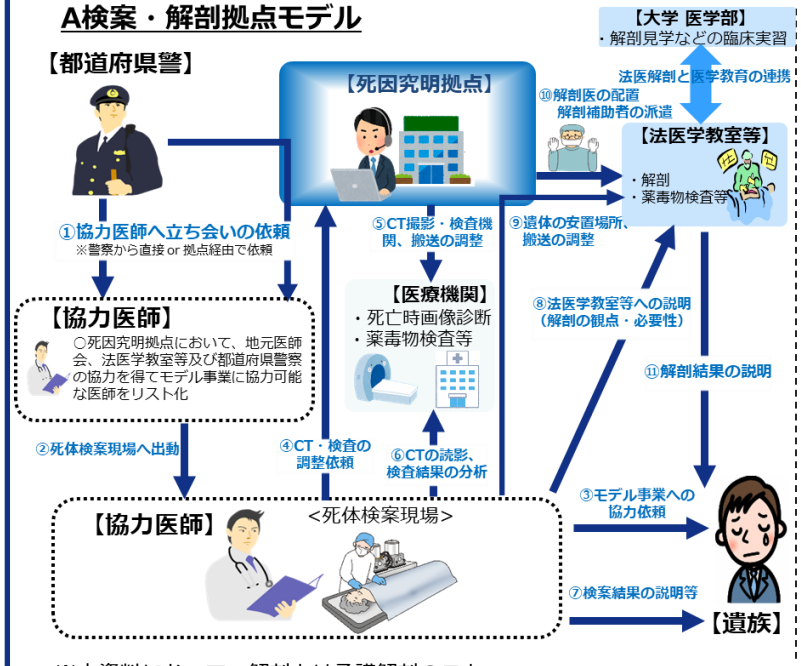

※本資料において、解剖とは承諾解剖のこと。

B検査拠点モデル

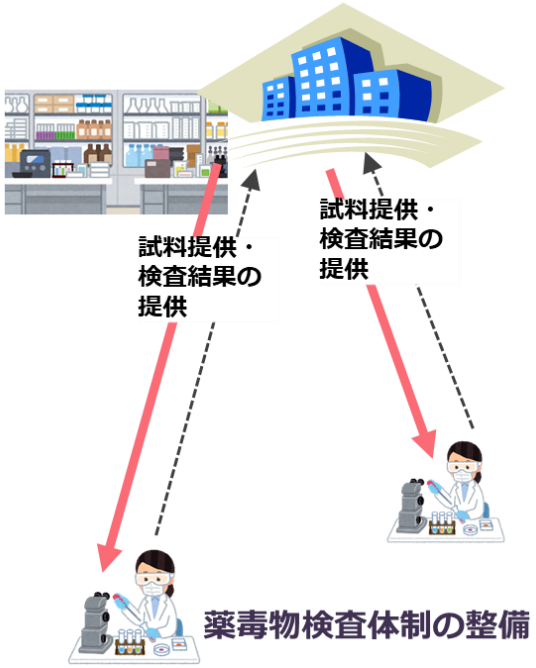

3 実施主体等

（１）実施主体
Aモデル　都道府県、大学
Bモデル　大学

（２）補助率
国：１０／１０

（３）補助基準額
Aモデル　13,603千円
Bモデル　 9,539千円

（４）事業実績
厚生労働省HP参照

厚生労働省HP：死因究明拠点整備モデル事業について｜厚生労働省 (mhlw.go.jp)

異状死死因究明支援事業

令和7年度予算額（令和6年度予算額）
115,861千円（115,861千円）

1 事業の目的

○　異状死に係る死因究明のための取組を行っている都道府県等に、死因不詳の死体に対して、解剖又は死亡時画像診断等の検査を実施する経費や、死因究明等推進地方協議会を開催する際の会議費等について財政的支援を行うことにより、死因究明の体制づくりを推進する。

2 事業の概要・スキーム

（補助対象）

①法医学教室との連携等により、都道府県等の判断で解剖を実施

②ＣＴやＭＲＩを活用した死亡時画像診断の実施

③感染症の検査、薬毒物検査等の実施

④関係機関・団体等が参加する死因究明等推進地方協議会の開催

⑤死因究明等推進地方協議会の下で開催される研修の実施　【追加】

3 実施主体等

（１）実施主体
都道府県、厚生労働大臣が認める者

（２）補助率　国：１／２

（３）補助基準額
①行政解剖　200千円／件
②死亡時画像診断　54千円／件
③薬毒物検査　80千円／件
④地方協議会　340千円／回
⑤研修　428千円／回　等

（４）本事業を活用した都道府県数
・令和４年度　31
・令和５年度　30
・令和６年度　40
※令和６年度は交付決定した都道府県数

厚生労働省HP：異状死死因究明支援事業｜厚生労働省

異状死死因究明支援事業の活用状況

- 異状死死因究明支援事業については、令和６年度交付決定ベースで、40都道府県で活用いただいているところ。
- その活用状況については、解剖・死亡時画像診断・薬毒物検査の実施に活用する都道府県数が22都道府県に留まっているほか、地方協議会の開催経費のみを対象とする都道府県もあるなど、地域差が見られる。

異状死死因究明支援事業における解剖・死亡時画像診断・薬毒物検査の件数

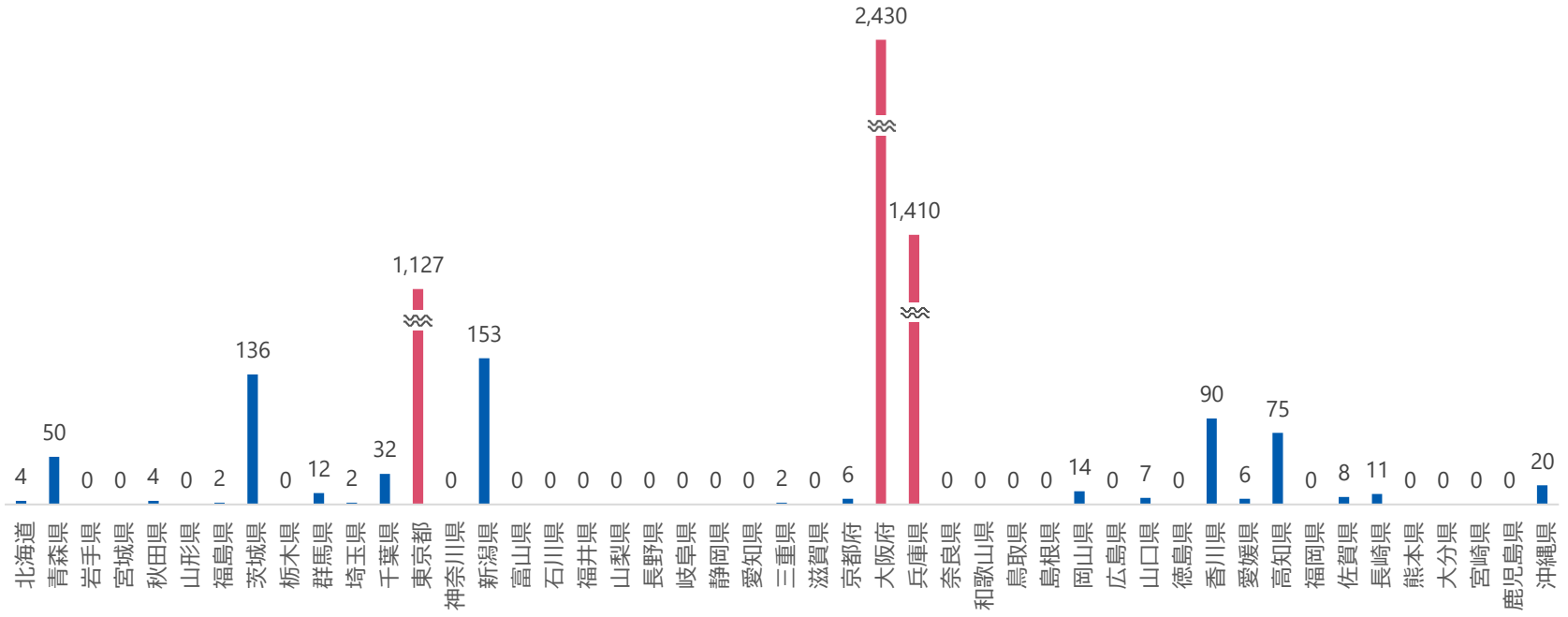

（件数の内訳）

	北海道	青森県	秋田県	福島県	茨城県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	新潟県	三重県	京都府	大阪府	兵庫県	岡山県	山口県	香川県	愛媛県	高知県	佐賀県	長崎県	沖縄県	合計
行政解剖	4	0	4	2	67	6	2	10	1,127	1	2	3	350	1,400	0	7	0	0	10	8	3	20	3,026
画像診断	0	50	0	0	67	6	0	11	0	152	0	3	2,000	0	14	0	90	6	65	0	5	0	2,469
薬毒物検査	0	0	0	0	2	0	0	11	0	0	0	0	80	10	0	0	0	0	0	0	3	0	106
合計	4	50	4	2	136	12	2	32	1,127	153	2	6	2,430	1,410	14	7	90	6	75	8	11	20	5,601

※令和６年度交付決定ベース

令和７年度予算額（令和６年度予算額）
設備分：医療施設等設備整備費補助金23億円（18億円）の内数
施設分：医療施設等施設整備費補助金21億円（27億円）の内数

解剖・死亡時画像診断等に係る施設・設備整備事業

1 事業の目的

死因究明のための解剖や死亡時画像診断、薬毒物検査の実施に必要な施設や設備を導入する医療機関等へ財政的支援を実施することにより、死亡時の病態把握や死因究明体制の推進を図る。

2 事業の概要・スキーム

①設備整備

死因究明のための解剖や死亡時画像診断、薬毒物検査の実施に必要な設備又は医療機器購入費（解剖台、薬物検査機器、ＣＴ、ＭＲＩ等）の支援

②施設整備

死因究明のための解剖や死亡時画像診断、薬毒物検査の実施に必要な施設の新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費（解剖室、薬物検査室、ＣＴ室、ＭＲＩ室）の支援

国

申請 ↑　↓ 交付

都道府県

事業実施

3 実施主体等

（１）実施主体

都道府県、市町村等及び
その他厚生労働大臣が認める者

（２）補助率

国：１／２

（３）補助基準額

（※R6時点、詳細は交付要綱参照）

①設備整備

・死亡時画像診断室　37,180千円
・解剖室等　53,700千円

②施設整備

・死亡時画像診断室　42,621千円
・解剖室等　105,782千円

（４）本事業を活用した都道府県数

令和４年度　5
令和５年度　10
令和６年度　10

※令和６年度は交付決定した都道府県数

厚生労働省HP：解剖・死亡時画像診断等に係る施設・設備整備事業｜厚生労働省

死体検案医を対象とした死体検案相談事業

令和7年度予算額（令和6年度予算額）
27,374千円（36,498千円）

○　監察医制度のない地域では、死体検案医（多くは臨床医学を専門としている警察協力医） が死体検案を行っている。

○　死因究明推進計画においては、検案の実施体制の充実が明記されており、死体検案医が死因判定等について悩んだ際に、法医 （法医学を専門とする医師） に相談できる体制が必要。

○　より正確な死因判定が可能となれば、犯罪死体の見逃し防止のみならず、我が国の死因統計の正確性が向上し、公衆衛生の向上に資する。

厚生労働省HPへの掲載について（死体検案相談事業）

- 死亡診断書と死体検案書の違い等について、厚生労働省HPに掲載しており、その中で死体検案相談事業についても掲載しているため、参考としていただきたい。

10	警察からの依頼で、検視の立会いとそれに伴う死体検案業務に従事することになりました。ご遺体の状況も普段診察する患者と異なることが予想され、正しく死因判定ができるか不安です。相談できるところはありますか。	厚生労働省では、日本医師会に委託して、検案業務に従事する一般臨床医等が死因判定等について悩んだ際に、法医学を専門とする医師に電話で相談できる体制を構築する事業を行っています。（「死体検案医を対象とした死体検案相談事業」） 検案業務で死因判定に悩んだ際はこちらの事業を活用ください。 事業概要等（※日本医師会HP【死体検案相談事業】） https://www.med.or.jp/doctor/anzen_siin/ 【利用対象者】 検案業務に従事する一般臨床医、警察協力医（医師会員であることを問わない。） 【電話番号】 0570−041901 【通話料（目安）】 10円/60秒（固定電話）、10円/20秒（携帯電話）（利用者負担） ※相談に係る費用は発生いたしません

厚生労働省HP：

死亡診断書（死体検案書）について/厚生労働省｜厚生労働省 (mhlw.go.jp)

死体検案書発行料等の金額の基準や算定根拠の在り方について（令和７年３月28日付け厚生労働省医政局長通知）

- 「死因究明等の推進に関する研究」（令和５年度厚生労働行政推進調査事業費補助金）が取りまとめられたことから、その研究成果を周知したところ。
- 本研究成果は、死体検案書発行料等の金額の基準や算定根拠の目安の一助になると考えられることから、参考としていただきたい。

医政発 0328 第 34 号
令和 7 年 3 月 28 日

各都道府県知事　殿

厚生労働省医政局長
（ 公 印 省 略 ）

死体検案書発行料等の金額の基準や算定根拠の在り方について

現在、検案料（本通知において死体検案書発行料等及び検査費用をいう。）については、地域や医療機関等によって様々な基準が設定されているが、死因究明等推進計画（令和６年７月５日閣議決定）において、「厚生労働省において、検案に際して行われる検査の費用や死体検案書発行料等の金額の基準や算定根拠の在り方について、研究成果を取りまとめるとともに、地方公共団体への還元、周知等を図る。」とされたところである。

ついては、「死因究明等の推進に関する研究」（令和５年度厚生労働行政推進調査事業費補助金）が取りまとめられたことから、別添のとおり、その研究成果を周知する。

本研究成果は、死体検案書発行料等の金額の基準や算定根拠の目安の一助になると考えられることから、各都道府県においては御了知いただくとともに、貴管下医療機関等に周知いただくようお願いする。

なお、各種検査費用（刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）及び警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成 24 年法律第 34 号）に基づくものを除く。）については、異状死死因究明支援事業の活用が可能な場合があることから、貴管下医療機関等に併せて周知いただくようお願いする。

また、死亡診断書と死体検案書の違い等については、厚生労働省ホームページ（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/sibousinndannsyo.html）に掲載していることから、貴管下医療機関等に周知いただくようお願いする。

なお、本通知の写しを別記宛先に送付することを申し添える。

（別添）

「死因究明等の推進に関する研究」
（令和５年度厚生労働行政推進調査事業費補助金）
の研究成果について

○　本研究において示された死体検案書発行料等の金額基準及びその算定根拠は、以下のとおりである。

算定項目			金額基準	算定根拠
人件費	基本検案料		15,000円	原則算定
	加算項目	現場検案時間内加算	1,000円	現場での検案が１時間以上の場合に算定 ※１時間以降は30分ごとに算定
		診療時間内加算	2,000円	検案当番日かつ、通常の診療時間内に外来診療を中断して検案した場合に算定
		診療時間外加算	2,000円	検案当番日かつ、診療時間後～午後10時又は午前８時～診療時間前に検案した場合に算定
		深夜加算	5,000円	検案当番日かつ、午後10時～午前８時に検案した場合に算定
		年末年始休日加算	3,000円	土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日～１月３日）に検案した場合に算定
		緊急往診加算	①a：4,000円 ①b：5,000円 ②a：7,000円 ②b：10,000円 ③a：14,000円 ③b：20,000円	検案当番日外かつ、以下①～③に該当する場合にいずれかを算定 ①通常の診療時間内に外来診療を中断して検案した場合 a：遺体発見現場（住居等）までの距離が10km未満の場合に算定 b：遺体発見現場（住居等）までの距離が10km以上の場合に算定 ②診療時間外に検案した場合 a：遺体発見現場（住居等）までに距離が10km未満の場合に算定 b：遺体発見現場（住居等）までの距離が10km以上の場合に算定 ③深夜に検案した場合 a：遺体発見現場（住居等）までに距離が10km未満の場合に算定 b：遺体発見現場（住居等）までの距離が10km以上の場合に算定
旅費	往診料		①：7,000円 ②：10,000円	原則算定 ①：遺体発見現場（住居等）までの距離が10km未満の場合に算定 ②：遺体発見現場（住居等）までの距離が10km以上の場合に算定
		自家用車利用時のガソリン代等	実費	自家用車利用時にガソリン代等の費用が発生した場合に算定
検案費用	検案書発行料		5,000円	原則算定

○　なお、本金額基準及び算定根拠については、検案の現場を担っている医師等にもアンケート調査を実施し、その回答者の大半の考え方とも大きな相違がないことが確認されている。

回答者数：798 人
概ね適切：74.7%（596 人）、適切ではない：25.3%（202 人）

医師臨床研修指導ガイドライン－2024 年度版－（概要）

第２章 実務研修の方略

Ⅱ 実務研修の方略

臨床研修を行う分野・診療科

＜必修分野＞

⑫ 選択研修として、保健・医療行政の研修を行う場合、研修施設としては、保健所、介護老人保健施設、社会福祉施設、赤十字社血液センター、健診・検診の実施施設、国際機関、行政機関、矯正機関、産業保健の事業場等が考えられる。また、**法医の研修を行う場合の研修施設としては、法医解剖の実施施設が考えられる。**

＜解説＞

必修分野及び一般外来以外の分野の研修期間中、下記の研修目的と研修方法を参考に上記施設での研修が実施できるよう、研修医の希望に応じた研修環境を臨床研修病院が整備することが望ましい。

※保健所等は地域医療研修の中で１～２日の研修を行うことは可能。

９）法医解剖の実施施設

研修目的：死因究明における医師の社会的役割を認識するとともに、その業務の実際を学ぶ。

研修方法：大学法医学教室、監察医務機関その他の法医解剖を実施している施設において、死因究明の社会的意義や制度に関する講義を受けた後に、死体検案、法医解剖、死後画像検査、薬毒物検査、死因判定等の各プロセスにおける高度な知識・技能習得に向けた実務研修を行う。

厚生労働省HP：医師臨床研修制度のホームページ ｜厚生労働省

死因究明等推進地方協議会運営マニュアル　概要

1.本マニュアルの使い方

本マニュアルは都道府県において、地方協議会の設置や運営、死因究明等の施策に関する計画策定などに取り組む際の参考となるよう、留意点や事例等を示したものである。

2.地域における死因究明等の体制整備の意義

死因究明により得られた知見は疾病の予防をはじめとする公衆衛生の向上に活用されているほか、死因が災害、事故、犯罪、虐待その他の市民生活に危害を及ぼすものである場合には、その被害の拡大や再発の防止等に寄与している。

3.地方協議会を設置する際の具体的な手順

①事務局として担当者を決める
②死因究明等に関連する情報を収集する
③収集した情報を元に関連する部署・機関に協力を呼びかける
④実際に関係者で集まって地方協議会をスタートさせる

4.地方協議会における取組事例

・東京都死因究明推進協議会　・滋賀県死因究明等推進協議会
・大阪府死因調査等協議会　・香川県死因究明等推進協議会
・鹿児島県死因究明等推進協議会

5.地方協議会において中長期的に取り組むべき課題

（１）死体検案・解剖・検査等の専門的な体制の構築
（２）解剖・死亡時画像診断など死因究明等の結果の活用やデータベースの整備
（３）法医学等の人材の育成・確保

厚生労働省HP：死因究明等推進地方協議会｜厚生労働省

6.死因究明等の施策に関する計画策定の具体的な流れ

地方協議会における活動が軌道に乗ってきた段階で、地域の状況に応じた死因究明等に関する施策を体系的に推進するため、各地域における死因究明等の施策に関する計画を策定することが重要である（高知県の事例紹介）。

7.地方協議会における現状分析・施策立案・評価検証の流れ

（１）現状分析・目標設定
（２）施策の立案、関係者間での連携・協力の取り決め
（３）施策の実施・状況報告
（４）評価検証・施策の改善

8.死因究明等の体制構築事例の紹介

（１）民間医療機関による死因究明体制の構築（茨城県筑波剖検センター）
（２）地域医師会等への検案業務等の委託事例（東京都）
（３）死亡時画像診断実施にかかるCT車の導入事例（大阪府）
（４）奨学金貸与者を対象とした法医学者確保策（高知県）
（５）薬毒物検査の取組事例（福岡大学）

9.地方協議会等に関する情報公開について

資料や議事録等については、自由闊達な議論の妨げにならないなど会議の運営に支障がない範囲で可能な限りホームページ等で公開することが望ましい。

10.支援制度など国の取組の紹介

令和５年度政府が講じた死因究明等に関する施策
（令和６年版死因究明等推進白書の概要）

第１章　死因究明等に係る人材の育成等

検案医
●厚生労働省において、日本医師会に委託して、検案する医師の検案能力の向上を目的とした**「死体検案研修会」**を実施
【修了者数】R5年度：484人（基礎）、73人（上級）

ＣＴ等
●厚生労働省において、日本医師会に委託して、死亡時画像診断を行う医師等の読影能力向上等を目的とした**「死亡時画像診断研修会」**を実施
【修了者数】R5年度：710人（医師）、536人（診療放射線技師）

検視官等
●警察及び海上保安庁において、検視官・鑑識官を対象とした研修や都道府県警察と都道府県医師会による合同研修会等（※）を実施
※【開催実績】R4年度：29都道府県、R5年度：35都道府県

第２章　死因究明等に関する教育及び研究の拠点の整備

大学
●文部科学省において、**基礎研究医養成活性化プログラム**により、法医学等の分野における人材を養成するためのキャリアパスの構築までを見据えた体系的な教育を実施する大学に必要な経費を支援

第３章　死因究明等を行う専門的な機関の全国的な整備

協議会
●厚生労働省において、死因究明等推進地方協議会の開催等を促進
【地方協議会を設置した都道府県数】
R4年３月末時点：43都道府県、R5年２月末時点：47都道府県

解剖等拠点
●厚生労働省において、**死因究明拠点整備モデル事業**により、各地域における解剖・検案体制の構築を推進
【実施状況】R5年度：１都道府県１大学（京都府、浜松医科大学）

第４章　警察等における死因究明等の実施体制の充実

解剖
●警察及び海上保安庁において、必要な**解剖**を確実に実施
【解剖件数】R4年：司法解剖　9,182件、調査法解剖3,286件
R5年：司法解剖10,285件、調査法解剖3,132件

検視
●警察において、検視官が死体や現場の状況を離れた場所からリアルタイムで確認できる**映像伝送装置**の整備・活用を推進

鑑識
●海上保安庁において、検視等を担当する**鑑識官を増員配置**
【鑑識官配置の海上保安部署数】R4年度：86部署、R５年度：93部署

第５章　死体の検案及び解剖等の実施体制の充実

解剖等費用
●厚生労働省において、**異状死死因究明支援事業**により、都道府県が実施する
解剖等の実施に財政支援
【補助件数】R4年度：31都道府県、R5年度：39都道府県

解剖室CT室等
●厚生労働省において、**死亡時画像診断システム等整備事業**により、死因究明のための解剖等に必要な施設・設備の整備に財政支援
【補助件数】R4年度：５都道府県、R5年度：11都道府県

第６章　死因究明のための死体の科学調査の活用

検査拠点
●厚生労働省において、**死因究明拠点整備モデル事業**により、各地域における薬毒物検査の体制構築を推進
【実施状況】R5年度：１都道府県（新潟大学）

薬毒物ＣＴ
●警察及び海上保安庁において、必要な**薬毒物検査や死亡時画像診断**を確実に実施
【薬毒物検査実施件数】
R4年：18万4,474件、R5年：18万6,295件
【死亡時画像診断実施件数】
R4年：１万8,326件、R5年：１万9,052件

第７章　身元確認のための死体の科学調査の充実及び身元確認に係るデータベースの整備
第８章　死因究明により得られた情報の活用及び遺族等に対する説明の促進
第９章　情報の適切な管理

ＤＮＡ等
●警察において、ＤＮＡ型記録や歯科所見情報を含む身体特徴等の照会により身元確認を行う**「身元確認照会システム」**を適正かつ効果的に運用
【身元不明死体の身元確認件数】 R5年：145件

CDR
●こども家庭庁において、**「予防のためのこどもの死亡検証体制整備モデル事業」**により、CDR（Child Death Review：予防のためのこどもの死亡検証）の体制整備に向けた検討を推進
【実施自治体数】 R5年度：10都道府県

情報管理
●関係省庁において、死因究明等により得られた情報を取り扱う者に対して、情報管理の重要性について周知

厚生労働省HP：死因究明等推進白書｜厚生労働省